

あわら市放課後子どもクラブの手引き

子どもクラブ入会にあたり、次のことを必ず読んでいただきご理解とご協力をお願いします。

1 放課後子どもクラブとは

放課後子どもクラブとは、家庭での養育が困難な児童を対象として、児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後の時間帯や長期休業中において適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

2 対象となる児童

子どもクラブの開所校区に通学する小学1～6年生の児童で、放課後や長期休業中に同居家族が養育できない家庭

※同居家族とは、20歳以上70歳未満の者で同一敷地内及び隣接する敷地に居住する者とする。

養育できない事由は、次の表のとおりとする。

養育が困難な事由		利用できる期間
就労	就労をしている (自営・農業・漁業等を含む)	事由が継続している間 <u>放課後を利用する場合は14時以降も勤務していること。</u>
求職活動	求職活動を継続的に行っている	入会后3か月まで
就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学している(職業訓練を含む)	事由が継続している間
妊娠	妊娠中であること	事由が継続している間
出産	出産後間もないこと	出産後3か月を経過する日の月末まで
負傷・疾病・障害	負傷または疾病・障害を有している	事由が継続している間
介護・看護	同居の親族を常時看護・介護をしている	事由が継続している間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている	事由が継続している間
その他	上記に準ずる状態として、市が認める場合	事由が継続している間

※近隣の親族等に養育をお願いできる家庭につきましては、できる限り協力をお願いします。

3 申し込み

【提出書類】

(1) 入会申請書

(2) 養育が困難と分かる書類（以下別表参照）

- ・必要となる対象者は、同居家族（70歳未満）の分です。同居家族とは、祖父母・叔父叔母など同一敷地内及び隣接する敷地に住居している人を含みます。
- ・令和6年度こども園入園・継続用の申込時に提出済みの場合は省略できますが、父母以外の家族分は別途必要です。
- ・兄弟姉妹で入会希望の場合は、証明書類は各1部で結構です。

*** 提出書類は子育て支援課、各子どもクラブ、各こども園にあります。市ホームページからダウンロードもできます。**

事由	養育が困難と分かる書類	
就労	就労している	・就労証明書
	自営業、農業、漁業等をしている	・自営申立書 ・営業許可書、開業届、就業規則、登記簿等の写し、出荷証明書、自営収入・農業収入を証明するもの（確定申告書の写し等）
求職活動	・就労予定申立書（入会后3カ月以内に就労証明書の提出が必要）	
就学	・在学証明書など就学状況が証明できるもの ・職業訓練の受講状況が確認できるもの	
妊娠	・母子手帳の写し（父母が分かるページ及び分娩予定日が記載されたページ）	
出産	・母子手帳の写し （父母が分かるページ及び出産日が確認できる出産届出事項証明書のページ）	
負傷・疾病	・医師の診断書（ <u>養育が困難な旨が明記されていること</u> ）	
障害	・障害者手帳等の写し	
介護・看護等	・申立書（介護・看護） 介護や看護が必要と分かるものを添付 例 医師の診断書（介護や看護が必要な旨が明記されていること） 障害者手帳等の写し、要介護者の介護保険証の写し	

※診断書は近日1カ月以内のものを提出してください。

【提出方法】

- ①あわら市役所 子育て支援課(市役所1階) に提出
土・日・祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時15分)
*子どもクラブでは受付けておりません。

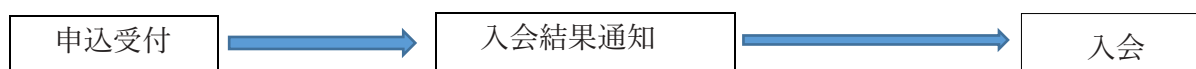
- ②福井県電子申請サービス(オンライン) から提出
福井県電子申請サービスで検索か下記QRコードからご利用ください。



【郵送の場合】

〒919-0692 あわら市市姫三丁目1-1 あわら市健康福祉部 子育て支援課宛
不備があった場合、ご連絡することがありますので必ず保護者の連絡先をご記入ください。

<入会までの流れ>



※「令和6年度あわら市子どもクラブ手引き」と
「あわら市公金口座振替依頼書」を送付します。
口座振替依頼書は、利用前月20日までに金融
機関に提出してください。

例) 利用月4月: 3月20日までに

入会申し込みにあたってのお願い

- (1) 年度毎の利用申込・登録が必要です。
今年度に引き続き希望する場合や、学校休業日(夏休み等)のみ希望される場合もこの時期に必ず手続きをしてください。
- (2) 子どもクラブの入会について、お子様とよく話をしてください。
特に高学年の児童は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。
放課後の過ごし方について、ご家庭でよく話をしてください。
- (3) ご家庭での時間・お友達と遊ぶ時間を作ってください。
子どもクラブは、ご家族がやむを得ず子どもとの時間が持てない(養育できない)間の支援です。ご家庭で過ごす時間を持ってください。

4 開設日・時間

開始日：長期休業利用は、4月1日（月）

平日のみ利用は、4月8日（月）の放課後（入学式のため弁当持参）

開設日	通常時間	延長時間
月～金曜日	放課後から18時00分	18時00分から18時30分
学校休業日	8時00分から18時00分	7時30分から8時00分 18時00分から18時30分

休所日は土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）、インフルエンザ等による休校日および学級・学年閉鎖日（該当クラスの児童のみ）、台風・大雪等の自然災害による休校日

5 保護者負担金

月 利 用 料 金	通年 （学校休業日を含む）	毎月 7月（平日+8月の平日） 7月（平日+夏休み） 8月（夏休み）	4,000円 4,000円 6,000円 8,000円
	学校休業日のみ利用	春休み（3、4月） 夏休み（7月） （8月） 秋休み 冬休み（12～1月）	各月2,000円 4,000円 7,000円 1,000円 3,000円
延長料金		100円/回 （延長利用した翌月に利用料と同時に口座振替）	
一時利用料金		500円/日（保険料別途）	
保険料（賠償補償保険）		スポーツ安全保険（児童1人当たり）400円/年 ※クラブ入会者は事故や怪我に備えて全員入会し（一時利用者も含む）、年度当初に徴収します。年度途中で退会しても返還はできません。	

* 利用開始日とその月の16日以後の場合は、利用料が半額になります。

保護者負担金の納付手続きについて

保護者負担金は、「入会許可通知書」のとおりです。

納付方法は、口座振替になりますので、下記のとおり必ず手続きをしてください。

- ・対象者：新規入会及び前年度登録がされていない保護者

※子ども園料等と同じ口座を希望する場合でも、必ず手続きが必要です。

※新たに入会する児童の兄弟姉妹がクラブを既に利用していて、過去1年以内に口座振替があり、かつ振替口座に変更がない人は手続きの必要はありません。

- ・提出書類：あわら市公金口座振替依頼書

- ・提出先：各金融機関
- ・提出期限：利用前月の20日まで（提出日の翌月分又は翌々月から振替が可能となります。）
- ・その他：未納の場合は、別途督促手数料が加算されます

金津東子どもクラブ利用者については、負担金納付方法が異なるため、提出不要です。

6 減免について

次のいずれかに該当する場合は、利用料の全部または一部を免除します。

【対象世帯】

- ①生活保護世帯
- ②市民税の所得割額が非課税となる世帯、または所得割の額（世帯構成員の2人以上に所得がある場合は所得割の額の合計額）が5,000円以下の世帯
- ③災害その他やむを得ない理由により利用料を納入することが困難であると認める世帯
- ④ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯、母子家庭等医療費助成世帯）

【申請方法】

遑っての減免はできません。申請後、審査の上、減免の可否を通知します。

※ただし、令和5年1月1日現在の住民登録地があわら市以外の方は、所得課税証明書（令和5年1月1日現在の住民登録地で発行されたもの）が必要です。

7 休会・退会について

利用期間中に半月以上休む場合（入院等）や退会される場合は、「あわら市放課後子どもクラブ休会・退会届」を事前に必ずご提出ください。用紙は、各子どもクラブまたは子育て支援課にあります。HPからダウンロードもできます。

- ・提出先：子育て支援課又は各子どもクラブ
- ・提出期限：休会、退会する日の**3日前**まで（※土日、祝日は含まない）
*届出は、余裕をもって早めに提出するようご協力ください。
- ・利用料：半月に区切って利用料を決定（日割り計算はなし）
*休会する日がその月の15日以前の場合は半額となります。

休会・退会する日までに「休会・退会届」の提出がない場合には、実際に利用しなくても利用料が発生しますのでご注意ください。

8 クラブの内容について

○クラブでの1日の流れ

（平日）放課後下校→子どもクラブ来所→着替え、おやつ→宿題→遊び→保護者のお迎え
（学校休業日）子どもクラブ来所→宿題→遊び→昼食→遊び、おやつなど→保護者のお迎え

○持ち物について

- ・内ズック（中央子どもクラブは不要）
- ・タオル2枚（手洗い、汗拭き用）

- ・水筒（お茶）夏季には多めに。 ・着替え（夏休み等）
- ・弁当（学校行事振替日、長期休み利用時）

※小学校で必要ないものは持たせないでください。
 ※持ち物には必ず名前を書いてください。



○おやつについて

- ・市販食品を提供します。休んだ児童については、取り置きはしませんのでご了承ください。
- ・食物アレルギーのある方は、決定通知書送付時に「食物アレルギーに関する調査表」を同封しますので、各クラブに提出してください。

○その他

・次の場合には、保護者に連絡を取らせていただきます。



① 他の児童より来所が著しく遅い場合
 （過去に友達と遊ぶ約束をして来ないという事例がありましたので、注意してください。）

② ケガ、病気等でお迎えが必要な場合

③ 子どもクラブ内で暴れたりして、支援員の手にならなくなった場合

・児童の子どもクラブの利用者につきましては集団下校の把握のため小学校へ連絡しますが、保護者からも担任の先生へ連絡をお願いします。また、学校へ忘れ物を取りに戻ることができませんのでご留意ください。

9 一時利用について

保護者の急な事情又は学校行事等の振替休日による児童の預かりに対応するため、一時利用を実施しています。

10 連絡について

次の場合は、児童の安全確認のため、必ず保護者が事前に子どもクラブへ連絡してください。

- ① 病気等により休む場合 ※小学校に連絡した場合でも必要です。
- ② 保護者以外の方が迎えに来る場合
- ③ **迎えが18時を過ぎる場合** ※当日の場合18時まで、それ以外は前日までをお願いします。

<クラブ専用携帯電話番号> ※開所時間内のみ通話できます。

金津子どもクラブ	080-9153-9113
中央子どもクラブ	080-9153-9138
伊井子どもクラブ	080-4932-2557
金津東子どもクラブ (金津東こども園)	0776-74-1055
細呂木子どもクラブ	080-4183-3400
芦原子どもクラブ	080-4183-3414
本荘子どもクラブ	080-4177-9212
北潟子どもクラブ	080-4932-2561



11 送迎について

- ・送迎は、必ず保護者が子どもクラブ入口で引き渡しをお願いします。
- ・車での送迎は、お子様の安全のため徐行運転をお願いします。駐車場は、決められた場所に駐車してください。
- ・クラブから習い事に行く際はクラブの支援員はクラブの玄関で送り出しとなります。
子どものみで送り出しする習い事については、送迎バスが来るものと同じ敷地内の習い事に限ります。

12 保険について

子どもクラブ利用中の万が一の事故やケガに備えて、保険（賠償・保障）に全員加入（一時利用者も含む）します。

保険料の保護者負担金 400 円／年は、3 月末に一斉に加入手続きをし、年度始めの 4 月分で徴収します。入会許可された後に利用の変更があっても返還はできません。

子どもクラブの活動以外（通所時含む）で生じた事故については、責任を負いかねますので、家庭でも交通規則の遵守などについてお話してください。

13 その他

- ・利用期間等を追加したい場合は、手続きが必要になります。
- ・学校休業日のみの利用者には、休暇前に利用の再確認をさせていただく場合があります。
- ・クラブでの生活において、児童健全育成事業の主旨により社会通念に基づく判断の上、学校・こども園・警察等各関連機関と連携する場合がありますので予めご了承ください。

問合せ：あわら市子育て支援課
住 所：あわら市市姫 3 丁目 1 番 1 号
T E L：0776-73-8021